

○三田市藍本駅前駐車場の設置及び管理に関する条例

平成17年6月29日
条例第18号

(設置)

第1条 自動車利用者の利便を図るため、三田市藍本駅前駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 駐車場の位置は、次のとおりとする。

三田市藍本876番地2及び876番地4

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車で、積載物を含め、長さが5メートル、幅が2メートル、高さが2.5メートル以下のものとする。

(使用時間)

第3条の2 駐車場の使用時間は、午前6時から午後12時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平17条例28・追加、平22条例27・旧第3条の4繰上・一部改正)

(使用の許可)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を許可しないことができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上支障があると認められるとき。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により駐車場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可の申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) その他駐車場の管理に支障を及ぼしたとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、当該使用者に損害が生じることがあっても、市は、これに対して補償の責めを負わない。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(使用料等)

第6条 駐車場の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前項に規定する使用料について必要があると認めるときは、別表に定める額をもって定期駐車券(以下「定期券」という。)を発行することができる。

3 前項に規定する定期券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

(平22条例9・一部改正)

(使用料の徴収)

第7条 第4条の規定により使用の許可を受けた者(以下「許可使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、許可使用者が、一時使用(定期券以外の使用をいう。以下同じ。)をする場合にあっては入庫の際に、定期券を使用する場合にあっては当該発行の際に、納付するものとする。

(平22条例9・一部改正)

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の制限)

第10条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理運営上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を制限することができる。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の指示に留意し、善良な使用者としての注意をもって使用すること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (4) その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(損害賠償等)

第12条 使用者は、駐車場の施設又は設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

3 市は、駐車場内の自動車について、盗難、自動車相互間の事故又は天災その他の災害により駐車場の使用者が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(平17条例28・平22条例27・一部改正)

(指定管理者による管理)

第12条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の使用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から第5条まで、第10条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条の2中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第5条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、前条第3項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

(平22条例27・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(三田市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 三田市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例(平成10年三田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成17年条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第9号)

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

(平22条例9・一部改正)

使用料		備考
一時使用	1日500円	使用1回(当該使用が1日を超える場合は1日)当たりの使用料をいう。
定期券	全日1箇月6,000円	1箇月とは、月の初日から月の末日までとする。